

年末調整と確定申告

年末調整

1. 給与所得者の年末調整

(1) 年末調整とは

会社等の給与支払者（源泉徴収義務者）は、給与等の支払時に所定の源泉所得税を徴収しています。この源泉所得税は事前の条件下での計算に基づくものであり、一種の仮計算による前払税金ですので、この仮計算を最終状況に基づいての再計算（年税額を確定する手続）が年末調整です。具体的には、給与支払者は暦年（1月～12月）の総給与額に対して12月の最終給与支払日に最終状況（配偶者・扶養親族、等）に基づいて再計算し、徴収していた総源泉所得税の過不足を調整(精算)します。

(2) 年末調整の対象者・非対象者

年末調整の対象者は、原則として会社に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人は全員含まれます。但し、給与収入額が2千万円を超える人は年末調整を行ないませんので自身の所得税確定申告を通じて年税額の精算をしなければなりません。通常、1ヵ所から給与支給を受けている人は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出し年末調整を受けることになります。

次の人は年末調整の対象者にはなりません。

- (1) 年中の給与収入額が2千万円を超える人
- (2) 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出していない人(年末調整を行うことができませんが、支払の際の源泉徴収においては乙欄の税額表が適用となっています)
- (3) 年中に退職（死亡退職した人、非居住者として国外勤務者となった人、等を除く）した人
- (4) 国内に住所も1年以上の居所を有していない人(非居住者)
- (5) 災害免除法の規定により源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人
- (6) 日雇労働者等(丙欄の税額表適用者)

この様に一般のサラリーマンの方は、この年末調整を給与支払者から受けることで、その年の所得税は確定精算しますので、原則として確定申告は必要ありません。年末調整の対象外の方や、年末調整の一部処理洩等の方は、通常、その年の翌年の2月15日から3月15日の間に確定申告を行います。

(3) 年末調整のスケジュール

一般的な年末調整のスケジュール（流れ）は、以下のようになります。

11 月	上旬	必要書類の準備および従業員への事前案内		
	中旬	従業員への年末調整用の提出書類の案内 注 1		
	下旬	年末調整用書類の回収		
12 月	上旬	回収書類のチェック		
	中旬	年末調整計算		
	下旬	給与支給（年末調整の還付又は追徴）		
翌 年	10 日 期限	徴収税額の納付（原則適用の場合）		
1 月	20 日 期限	徴収税額の納付（特例適用の場合）		
	31 日 期限	源泉徴収票の交付（従業員）	法定調書合計表の提出（税務署）注 2	給与支払報告書の提出（市区町村）注 3

注 1：扶養控除等/保険料控除申告書等の書類や証明書の提出を依頼します。この時に、次年度分の扶養控除等申告書の作成・提出も併せて依頼すると良いでしょう。

注 2：合計表と共に法定調書提出の対象となる一定額以上の役員・従業員の源泉徴収票（1 枚）も提出します。

注 3：給与支払報告書とは、源泉徴収票と同じ書式であり、2 枚と一定の事項を記載した総括表（表紙）も提出します。

源泉徴収票の提出方法変更：

市区町村に給与支払報告書を提出した場合には税務署にも源泉徴収票を提出したとみなすことになります。

上記の改正は、令和 9 年 1 月 1 日以降提出すべき源泉徴収票から適用する。

令和 7 年度税制改正より：

- 基礎控除の引上げ（48 万円→58 万円） 【適用開始時期】：令和 7 年分以後の所得税から
- 給与所得控除の最低保障額の引上げ（55 万円→65 万円） 【適用開始時期】：令和 7 年分以後の所得税から
- 特定親族特別控除の新設 【適用開始時期】：令和 7 年分以後の所得税から
- 他の控除所得金額要件の 10 万円引上げ 【適用開始時期】：令和 7 年分以後の所得税から
- 生命保険料控除の見直し 【適用開始時期】：令和 8 年分以後の所得税から
- 確定拠出型年金等の拠出限度額の増額 【適用開始時期】：確定拠出年金法等の改正以後から
- 退職所得控除の調整規定の見直し等 【適用開始時期】：令和 8 年 1 月 1 日以後の

支払から

A. 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整の対応（1，2，3）

1. 基礎控除の引上げ

物価上昇への対応として、令和 7 年分以後の所得税から、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人に関しては、所得税の基礎控除の金額が 48 万円から 58 万円に 10 万円のアップとなります。なお、個人住民税については、基礎控除の控除額（43 万円）の引上げは実施されません。

注：改正は、令和 7 年分以後の所得税について適用（年末調整時）とされますが、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払ものから適用となります。

令和 7 年以後の所得税の基礎控除額は以下の金額となります。

合計所得金額	基礎控除額	
	現行	改正
2,350 万円以下	480,000 円	580,000 円
2,350 万円超 2,400 万円以下		480,000 円
2,400 万円超 2,450 万円以下	320,000 円	320,000 円
2,450 万円超 2,500 万円以下	160,000 円	160,000 円
2,500 万円超	0 円	0 円

実務上の留意点：

- （1） 基礎控除について上乗せ特例があります（令和 7 年分と令和 8 年分、並びに令和 9 年分以降の各年分）。
- （2） 令和 7 年度の年末調整における適用規定
 - ① 令和 7 年 12 月 1 日以後に給与支払いによる年末調整を行う場合には、改正後の規定を適用
 - ② 令和 7 年 11 月 30 日以前に給与支払いによる年末調整を行う場合には、改正前の規定を適用
- （3） 給与所得等の源泉徴収税額表の改正については、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払ものから適用
- （4） 令和 7 年 11 月 30 日以前での死亡や出国等に伴う年末調整、確定申告等

令和 7 年 11 月 30 日以前には、改正前の制度内容に基づき年末調整事務を行います。この場合、令和 7 年分の改正制度を適用するには、確定申告を行うことが必要となります。又、準確定申告された場合にも、5 年以内の更正の請求で改正制度の適用ができます。

1－2. 基礎控除の上乗せ特例

中所得者層を含めた税負担の軽減を行う観点から、所得税の基礎控除の上乗せ特例が創設され課税最低限が、以下の様に 160 万円（基礎控除 95 万円＋給与所得控除 65 万円）に引き上げられました。

（１）令和 7 年分と令和 8 年分の 2 年間限定

合計所得金額	基礎控除額	
	現行	改正（上乗せ）
132 万円以下	480,000 円	950,000 円
132 万円超 336 万円以下		880,000 円
336 万円超 489 万円以下		680,000 円
489 万円超 655 万円以下		630,000 円
655 万円超 2,350 万円以下		580,000 円
2,350 万円超 2,400 万円以下		480,000 円
2,400 万円超 2,450 万円以下	320,000 円	320,000 円
2,450 万円超 2,500 万円以下	160,000 円	160,000 円
2,500 万円超	0 円	0 円

（２）令和 9 年分以後の各年分

合計所得金額が 132 万円以下である場合のみ上乗せとなります。

合計所得金額	基礎控除額	
	現行	改正（上乗せ）
132 万円以下	480,000 円	950,000 円
132 万円超 2,350 万円以下		580,000 円
2,350 万円超 2,400 万円以下		480,000 円
2,400 万円超 2,450 万円以下	320,000 円	320,000 円
2,450 万円超 2,500 万円以下	160,000 円	160,000 円
2,500 万円超	0 円	0 円

改正のまとめ：

合計所得金額	給与収入額	令和 7 年・8 年分	令和 9 年分以降
132 万円以下	200.4 万円未満	95 万円	
132 万円超 336 万円以下	200.4 万円以上 475.2 万円未満	88 万円	58 万円
336 万円超 489 万円以下	475.2 万円以上 666.5557 万円未満	68 万円	
489 万円超 655 万円以下	666.5557 万円以上 850 万円以下	63 万円	

655 万円超 2,350 万円以下	850 万円超 2,545 万円以下	58 万円	
2,350 万円超 2,400 万円以下		48 万円	
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円	
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円	
2,500 万円超		0 円	

(3) 扶養親族等の所得要件

基礎控除の引上げに伴い、令和 7 年分以後の所得税（年末調整を考慮して、令和 7 年 12 月 1 日から施工）から、控除判定の要件となる合計所得金額等も 10 万円のアップとなります。

項目	現行	改正
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	480,000 円以下	580,000 円以下 (給与収入額では 123 万円以下)
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件	480,000 円以下	580,000 円以下 (給与収入額では 123 万円以下)
勤労学生の合計所得金額要件	750,000 円以下	850,000 円以下 (給与収入額では 150 万円以下)
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例における必要経費の最低保証額	550,000 円以下	650,000 円以下

2. 給与所得控除の最低保障額の引上げ

物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するという観点から、令和 7 年分以後の所得税（及び個人住民税）から、給与所得控除額の最低保障額の金額が 55 万円から 65 万円に 10 万円のアップとなります。

改正は、令和 7 年分以後の所得税について適用（年末調整は、令和 7 年 12 月 1 日以後に支払う給与分から適用となり、その支払いが 12 月 1 日前であるものについては、なお従前の取扱いとなります）とされますが、給与所得の源泉徴収税額表の改正については、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払ものから適用となります。

給与等の収入金額別の給与所得控除額は以下のようになります。

給与等の収入金額	給与所得控除額
----------	---------

	現行	改正
1,625,000 円まで	550,000 円	650,000 円
1,625,001 円～1,800,000 円	収入金額×40%－100,000 円	
1,800,001 円～1,900,000 円	収入金額×30%＋80,000 円	
1,900,001 円～3,600,000 円		収入金額×30%＋80,000 円
3,600,001 円～6,600,000 円	収入金額×20%＋440,000 円	収入金額×20%＋440,000 円
6,600,001 円～8,500,000 円	収入金額×10%＋1,100,000 円	収入金額×10%＋1,100,000 円
8,500,001 円以上	1,950,000 円（上限）	1,950,000 円（上限）

3. 所得税・個人住民税の特定親族特別控除の新設

現下の厳しい人出不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているということから、令和7年分以後の所得税（及び個人住民税）から、扶養親族の合計所得金額が58万円を超えると扶養控除による控除ができないこととなりますので、19歳以上23歳未満の同一生計の親族（大学生世代の子ども等）がいる場合において、その親族等（配偶者及び青色事業専従者等を除く）の合計所得金額が58万円超123万円以下であるときは、一定の金額を控除（特定親族特別控除額）できることとなります。なお、合計所得金額が85万円（給与収入150万円相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除が受けられます。

親等の特定親族特別控除額は、その親族等（子ども等）の合計所得金額によって、以下のように段階的に変わります。

親族等（19歳以上23歳未満）の合計所得金額	親族等（19歳以上23歳未満）の給与収入額	特定親族特別控除	
		所得税控除額（円）	住民税控除額（円）
58万円超 85万円以下	123万円超 150万円以下	630,000	450,000
85万円超 90万円以下	150万円超 155万円以下	610,000	
90万円超 95万円以下	155万円超 160万円以下	510,000	
95万円超 100万円以下	160万円超 165万円以下	410,000	410,000
100万円超 105万円以下	165万円超 170万円以下	310,000	310,000
105万円超 110万円以下	170万円超 175万円以下	210,000	210,000
110万円超 115万円以下	175万円超 180万円以下	110,000	110,000
115万円超 120万円以下	180万円超 185万円以下	60,000	60,000

120 万円超 123 万円以下	185 万円超 188 万円以下	30,000	30,000
123 万円超	188 万円超	0	

令和 8 年分から「源泉控除対象親族」の新設用語には、控除対象扶養親族（扶養控除の対象となる親族）、及び、19 歳以上 23 歳未満の者で合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下の親族（従って、100 万円超 123 万円以下は含まず、源泉徴収ではなく年末調整で適用を受けることになりなす）をまとめた総称になります。つまり、給与所得の源泉徴収税額表（月額表）の甲欄における扶養親族等の数に 1 人としてカウントし、源泉徴収で特定親族特別控除を適用することができます。

B. 子育て支援に関する政策税制（4、5）

4. 生命保険料控除の見直し

令和 8 年分の所得税から、子育て世帯への支援を目的として、23 歳未満の扶養親族を有する方については、新生命保険に係る一般生命保険料控除の限度額に 2 万円の上乗せとなります（当新生命保険料及び旧生命保険料を支払った場合には、現行 4 万円から改正 6 万円の限度額へ）。改正後の新生命保険料控除は以下のようになります。

23 歳未満の扶養親族を有する方		右記以外の方	
年間の新生命保険料	控除額	年間の新生命保険料	限度額
30,000 円以下	新生命保険料の全額	20,000 円以下	新生命保険料の全額
30,001～60,000 円	新生命保険料×1/2 + 15,000 円	20,001～40,000 円	新生命保険料×1/2 + 10,000 円
60,001～120,000 円	新生命保険料×1/4 + 30,000 円	40,001～80,000 円	新生命保険料×1/4 + 20,000 円
120,001 円以上	一律 60,000 円	80,001 円以上	一律 40,000 円

ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は、従来通り 120,000 円のままとなります。

一時払い終身保険を適用対象からの除外は、2 万円の上乗せ措置の時限的の適用の間は行わないことになっています。

又、本制度は令和 8 年の 1 年間の時限的措置とされています。

5. 子育て世帯に対する住宅ローン減税等に係る所要の措置の延長

子育て世帯及び若者夫婦世帯を対象とした住宅ローン減税の優遇措置が、2025 年（令和 7 年）12 月 31 日まで 1 年間延長されます。

（１）対象：子育て世帯（18 歳以下の子どもがいる世帯）又は若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが 39 歳以下の世帯）である特例対象個人（合計所得金額 2,000 万円以下）

（２）令和 7 年に「特例対象個人」が、認定住宅等の新築等をして居住の用に供した場合

の、借入限度額は次の通りとなります。(控除期間 13 年間、控除率は 0.7%)

住宅の区分	特例対象個人	左記以外の個人
長期優良住宅・認定低炭素住宅	5,000 万円	4,500 万円
ZEH 水準省エネ住宅	4,500 万円	3,500 万円
省エネ基準適合住宅	4,000 万円	3,000 万円

(3) 床面積要件：40 ㎡以上（合計所得金額 1,000 万円以下の場合）の緩和措置も延長

なお、特定対象個人が所有する居住用家屋について、一定の子育て対応改修工事を令和 7 年に行った場合の所得税額控除の適用も 1 年間延長されます。

上述の様に 11 月となりますと給与支払者(会社)は、年末調整の準備・対応が始まり、勤務者(従業員)は年末調整の為に必要となる申告書や証明書類等を所定の期限までに給与支払者に提出することが求められます。給与支払者は、勤務者から回収した年末調整用の書類の内容を確認しその最終情報に基づいて、暦年における最終給与支払い時(通常、12 月給与)に納めるべき年間の所得税(年税額)を算出し、これまでの支給時に源泉徴収された税額とを比べその過不足額を精算(徴収又は還付)します。一般的には、年末調整により還付されるケースが多いかと思います。

2. 年末調整での取扱項目

給与所得者の年末調整で取扱える項目と取扱えない項目の主なものは、次の通りです。

取 扱 項 目	非取扱項目（要確定申告）
社会保険料控除 (生計を一にする親族等の負担分)	雑損控除
小規模企業共済等掛金控除	医療費控除
生命保険料控除	寄付金控除
地震保険料控除	住宅借入金等特別控除（初年度）
配偶者控除、又は配偶者特別控除	その他各種特別控除
所得金額調整控除	
住宅借入金等特別控除（2 年目以降）	
障害者控除	
ひとり親控除	
寡婦控除	
扶養家族等の控除情報更新（注）	
中途入社の方は、前職の給与収入（源泉徴収票）	

注：年始にはその年の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書が提出(原則として、本年最初の給与の支払を受ける日の前日までに提出)されているため、その内容は毎月の給与計算に反映され、源泉所得税が天引されています。提出後に控除関連事項に異動が生じた場合には、その都度異動申告を行うことになっています。

年末調整の為に提出が求められる申告書とその中に記載される控除項目は以下のとおりです。当該控除項目以外に所得から控除可能な項目がある場合にはそれらの項目は確定申告で行うことになります。

申告書の名称	控除項目
給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	扶養控除、障害者控除、ひとり親控除、寡婦控除、勤労学生控除
給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書	基礎控除、配偶者控除・配偶者特別控除、所得金額調整控除
給与所得者の保険料控除申告書	生命保険料控除(一般生命・介護医療・個人年金)、地震保険料控除(申告分)、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除(申告分)
給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(2年目から年末調整の対象で初年度は確定申告が必要)

令和7年度より、給与所得控除、基礎控除等に改正がありました。

申告書記載上の主な注意点は以下のものがあります。

(イ) 12月31日時点の現況で記載

その年の12月31日現在の現況を見積もりで記載することになります(なお、年齢カウントは、民法規定より1歳加算しますので、翌年1月1日生まれは前年12月31日現在となります)。見積記載の内容に修正が生じた場合(例えば、扶養者数の増減、等)には、再年末調整(翌年の1月末までは可能)又は確定申告により適正な精算を行うことになります。

(ロ) 人的控除項目の判定基準に合計所得金額基準

控除項目の中(控除対象配偶者、控除対象扶養控除、配偶者特別控除等の人的控除項目)には、その控除に該当するかの判定基準にその年度の合計所得金額がありますので留意してください。多い誤りとしては、配偶者の合計所得金額が控除対象金額を超えているケースです。

配偶者控除の場合の合計所得金額は、58万円以下(給与収入額では123万円以下)でなければなりません。

配偶者特別控除の場合の合計所得金額は、58万円超～153万円以下でなければなりません。公的年金等の雑所得だけの方で控除対象扶養者(合計所得金額が58万円以下)になる場合には、公的年金等の雑所得以外の合計所得金額が1千万円以下では、公的年金等の収入金額が178万円以下(年齢65歳未満の人は128万円以下)という条件を満たす人です。

「所得金額」として、税法の規定のなかに「合計所得金額」、「総所得金額」、「総所得金額等」の3種類が適用判定基準の中に出てきますが、それぞれ多少の違いがあります。

(1) 所得金額基準は主にどの適用範囲に出てきているか

所得金額	主な適用範囲
合計所得金額	● 扶養控除対象者：合計所得金額が58万円以下 ● 配偶者控除対象者：合計所得金額が58万円以下、並びに申告者本人の控除対象者：合計所得金額が1,000万円以下 ● 配偶者特別控除対象者：合計所得金額が58万円超153万円以下、並びに申告者本人の控除対象者：合計所得金額が1,000万円以下 ● ひとり親控除対象者：合計所得金額が500万円以下 ● 寡婦控除対象者：合計所得金額が500万円以下 ● 勤労学生控除対象者：合計所得金額が85万円以下 ● 住宅ローン控除対象者：合計所得金額が3,000万円以下の年 ● 居住用財産の買換えの譲渡損失の損益通算・繰越控除の適用対象者：合計所得金額が3,000万円以下の年 ● 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除の適用対象者：合計所得金額が3,000万円以下の年 ● 市県民税均等割の非課税判定基準・市県民税の扶養親族や各種控除の判定基準 ● 直系尊属から住宅取得等資金の受贈与者の非課税対象者：合計所得金額が2,000万円以下
総所得金額	
総所得金額等	● 医療費控除限度額：総所得金額等の5% ● 雑損控除限度額：損失の金額－総所得金額等×10% ● 寄付金控除限度額：総所得金額等×40%－2,000円 ● ひとり親となる要件：生計を一にするその年分の総所得金額等が58万円以下の子がいる人 ● 市県民税所得割の非課税判定基準

(2) ①合計所得金額、②総所得金額、③総所得金額等の定義

左から右にみて所得の範囲等がそれぞれ異なっていることがお分りになるかと思います。

所得種類			①	各種繰越控除の適用	②	③
------	--	--	---	-----------	---	---

利子所得		所得金額の損益通算		合計所得金額	* 純損失や雑損失の繰越控除 * 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除 * 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除 * 上場株式等の譲渡損失の繰越控除 * 特定中小会社発行株式の譲渡損失の繰越控除 * 先物取引の差金等決済損失の繰越控除	総所得金額	総所得金額等
配当所得							
不動産所得							
事業所得							
給与所得							
雑所得							
一時所得		2 分の 1					
総合課税の譲渡所得	長期						
	短期						
分離課税(土地・建物等)の譲渡所得(特別控除適用前)	長期						
	短期						
分離課税の株式等の譲渡所得							
分離課税の先物取引の雑所得							
退職所得							
山林所得							

配偶者控除、扶養者控除等の所得基準額は、「総所得金額」より範囲が広い「合計所得金額」で判定することになり、分離課税所得の発生年度には注意が必要となります。

- ① 合計所得金額とは、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得などの「総合所得」とを土地・建物等の譲渡所得などの「分離所得」も合計した金額（但し、純損失または雑損失等の繰越控除を適用する前の金額）のことをいいます。
- ② 総所得金額とは、総合所得（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得および雑所得の金額の合計額、総合課税の長期譲渡所得および一時所得の金額(2 分の 1 後の金額)）に損益通算や、前年から繰り越した純損失・雑損失の繰越控除を適用した後の金額のことをいいます。
- ③ 総所得金額等とは、合計所得金額から、純損失または雑損失等の繰越控除を適用した後のすべての合計所得のことをいいます。上記の総合課税のみで構成される総所得金額に分離所得が足されることから、総所得金額等といわれています。

(ハ) 年齢 16 歳未満の年少扶養親族

控除対象扶養控除に関して、平成 23 年度から年齢 16 歳未満の年少扶養親族に対する扶養

控除が所得税では廃止となっています(年齢 16 歳未満は所得税における扶養控除対象者ではありません)。しかし、住民税の方では控除対象となっていますので住民税に関する欄への記載を忘れないでください。なお、年齢 16 歳未満の年少扶養親族であっても、障害者又は特別障害者に該当する場合には、障害者控除を受けることはできます。令和 7 年度の年末調整時における年齢 16 歳未満とは、平成 22 年 1 月 2 日以後に生まれた人が年少者となります。

(二) 扶養親族

所得者と生計を一にする親族(6 親等内の血族と 3 親等内の姻族)で、合計所得金額が 48 万円以下の人を扶養親族(配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除く)といいます。その中には、以下のように区分されています。

① 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、年齢 16 歳以上の人をいいます(令和 7 年度の年末調整では、平成 22 年 1 月 1 日以前に生まれた人)。

② 特定扶養親族

扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人をいいます(令和 7 年度の年末調整では、平成 15 年 1 月 2 日から平成 19 年 1 月 1 日までの間に生まれた人)。

③ 老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、年齢 70 歳以上の人をいいます(令和 7 年度の年末調整では、昭和 31 年 1 月 1 日以前に生まれた人)。

④ 同居老親等

老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている必要がありますが、同居特別障害者は、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としていることが適用の要件となっています。

(ホ) 生命保険料控除の改組

平成 24 年(2012 年)1 月 1 日からの契約分(新契約)から一般生命保険に含まれていた「介護医療保険」が独立の控除対象となりました。平成 23 年までの契約分(旧契約)については、昨年までと同様に「一般生命保険」と「個人年金保険」の 2 つに分けられ最高控除額は、各 5 万円です。新契約は、「一般生命保険」、「介護医療保険」と「個人年金保険」の 3 つに分けられ最高控除額は、各 4 万円となります。なお、旧契約と新契約が混在するケースも発生することもあります。各保険料控除の合計適用限度額が 12 万円とされています。従いまして、支払保険契約が、旧契約か新契約かを保険会社からの証明書で確認しながら申請書に正しく記載する必要があります。

生命保険契約等により支払われた保険料や掛金は所得者本人が支払ったものに限られています。又、保険金、共済金等の給付金の受取人の全てが所得者本人又は所得者の配偶者

や親族となっていることが必要です。

翌年以後に払込期日が到来する保険料を一括して前納保険料がある場合には、本年中に相当する部分のみが支払保険料の金額となります。

(ハ) 社会保険料控除

所得者本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料を所得者自身が支払った場合(時限措置により納付可能となった過去分の保険料の支払分も含む)には、所得者本人の社会保険料として控除できます。

年金から特別徴収された介護保険料や後期高齢者医療保険料については、支払者が年金受給者自身となることから、その年金の受給者の社会保険料として控除となります。

翌年以後に払込期日が到来する保険料を一括して前納保険料がある場合には、前納期間が1年以内の場合には、その全額を本年の社会保険料として控除することができます。なお、国民年金保険料については、2年分を前納できることになりましたので、全額控除をするか、又は期間按分して控除(この場合には、按分の明細書が要作成)する方法のいずれかを選択することが可能です。

(ト) 地震保険料控除

所得者本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋や生活に通常必要な家財に対して支払った保険料の内、一定の金額を地震保険料控除として控除できます。

一つの契約等で、地震等損害に対する損害保険契約と旧長期損害保険契約のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分のみが地震保険料控除の控除額となります(有利な方を選択する)。

(フ) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除

現在、各種の住宅借入金等特別控除がありますが、控除を受けようとする初年度分については、確定申告により控除の適用を受ける必要があります。2年度以降分については、年末調整の際に下記のものを給与支払者に提出します。

① 税務署長が発行した「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」。この証明書の上部に「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」がありますので、控除金額等の記載を行い提出します。

② 金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

一般の住宅借入金等特別控除は、居住者が一定の要件を満たす住宅の取得等して、その人の居住の用に供した場合(その家屋の取得等の日から6ヶ月以内に居住用に供したものに限られています)において、その住宅の取得等のために一定の住宅借入金(償還期間10年以上等)を有するときには、居住年以後10年間(平成13年7月1日以降に居住した場合には、最長10年間(なお、消費税率10%への引上げに伴い「住宅ローン控除の特例」に該当する場

合には、控除期間が3年延長の13年間とされ、消費税率2%の増税分にあたる「住宅購入価格の2% (2/3%×3年)」の範囲で減税されます)。それ以前のものは最長15年間の各年のうち、合計所得金額が3千万円以下である年について、住宅借入金等の年末残高を基にした所定額を住宅借入金等特別控除としてその年の所得税額から控除できるというものです。

家屋に入居後、本年12月31日まで継続して居住用に供していることが控除の適用要件です。年度途中で海外勤務となり出国している場合には、この制度の適用はありません。

自己の居住用の家屋が2以上有する場合には、主として居住用とする1の家屋に限られます。

連帯債務(共有)の場合には、各年12月31日現在のその住宅借入金等の金額に控除を受ける人の負担割合(持分割合)を加味して控除額を計算します。その割合は、小数点以下第4位を切上げ、90%以上である場合は100%とします。

住宅ローンの借換え：この制度の適用者が、住宅借入金等の借換えをした場合に一定の要件を満たすときには適用が継続します。住宅ローン金利が低いものがあるとローンの借換えを行う場合があります。一般の住宅ローンの場合の借換えでは、新たな借入金が当初の借入金を消滅させるもので、適用対象となっていた家屋の取得等のための資金に充てるものであれば住宅ローン控除の継続適用の対象となります。その場合の新たな借入金の償還期間も10年以上であることが適用要件となっています。ローン借換え後の借入額が借換前の借入残高以下であれば、年末借入残高が控除対象額となりますが、逆に借換え後の借入額が借換直前の借入残高を上回る場合、次の按分計算して控除対象額を導く必要があります。

ローン借換え後の借入額の年末残高 $\times$ (借換直前の借入残高 $\div$ 借換直後の借入額) = 控除対象借入額の年末残高

住宅ローン控除の見直し：

住宅ローン控除の適用期限が令和3年12月31日から令和7年12月31日までの4年延長となりますが、控除率が現行1%から0.7%に引き下げられます。又、適用対象者の所得要件が、令和4年1月1日以降居住の用に供したのから合計所得金額が現行3,000万円から2,000万円に引き下げられます。又、所得税においてローン控除しきれなかった場合において、個人住民税のローン控除限度額は、現行の最高136,500円から最高97,500円に減額となります。

住宅ローン控除額等の要件は以下のようになります。

(1) 認定住宅等の場合

A 新築の場合

区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅（注1）	令和4年・令和5年	5,000万円	0.7%	13年
	令和6年・令和7年	4,500万円		
ZEH水準省エネ住宅（注2）	令和4年・令和5年	4,500万円		
	令和6年・令和7年	3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和4年・令和5年	4,000万円		
	令和6年・令和7年	3,000万円		

注1：認定住宅とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。

注2：ZEH水準省エネ住宅とは、ZEH（ゼッチ）とはネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称です。省エネ性能を上げつつ、エネルギーを「創り出す」ことで消費エネルギー量の収支をプラスマイナスゼロにする住宅（省エネのための設備や太陽光発電システムなどを導入する必要あり）のことを指します。

省エネ性能の要件基準：

住宅区分 評価方法基準	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
断熱等性能等級	等級5以上	等級4以上
一次エネルギー消費量等級	等級6以上	

借入限度額は一律3,000万円で、控除率0.7%、控除期間は一律10年間となります。

（2）認定住宅等以外（一般住宅）の場合

A 新築の場合

区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
一般新築住宅	令和4年・令和5年	3,000万円	0.7%	13年
	令和6年・令和7年	2,000万円		10年

B 中古と増築の場合

借入限度額は一律2,000万円で、控除率0.7%、控除期間は一律10年間となります。

その他見直し：

項目	内容
所得要件	合計所得金額3,000万円から2,000万円に引き下げ
適用日	令和4年1月1日以降居住の用に供したもののから適用（令和7年12月31日まで）
床面積基準の緩和	床面積50㎡以上を40㎡以上に引き下げられましたが、40㎡以上50㎡未満は、合計所得金額が1,000万円以下の年度のみ適用となります。又、令和5年12月31日以前に建築確認を受けた新築も同様に緩和の

	適用対象になります。
既存住宅の要件変更	令和 4 年 1 月 1 日以降居住の用に供したものから、新耐震基準に適合している場合には、中古住宅の築年数要件は廃止となります。
確定申告等手続の見直し	令和 5 年 1 月 1 日以降居住の用に供したものから、金融機関に住宅ローン控除申請書を提出した場合には、確定申告時に新築工事の請負契約書の写し等、年末借入金残高証明の添付不要となります。事前に、金融機関に「住宅ローン控除申請書」を提出する必要があるため、当該申請書を基に金融機関から所轄税務署長に調書として提出（初年度のみ 1 月 31 日、それ以降各年 10 月 31 日までに）する必要があります。税務署は、毎年、住宅ローン控除証明書を本人に交付します。 なお、年末調整の際に特別控除申告書への年末借入金残高証明の添付も不要となります。 この改正は、居住年が令和 5 年以後である者が、令和 6 年 1 月 1 日以後に行う確定申告（令和 5 年分から）及び年末調整（令和 6 年分から）について適用となります。

上記のまとめは、以下の様になります。

区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅（注 1）	令和 4 年・令和 5 年	5,000 万円	0.7%	13 年
	令和 6 年・令和 7 年	4,500 万円		
ZEH 水準省エネ住宅（注 2）	令和 4 年・令和 5 年	4,500 万円		
	令和 6 年・令和 7 年	3,500 万円		
省エネ基準適合住宅	令和 4 年・令和 5 年	4,000 万円		
	令和 6 年・令和 7 年	3,000 万円		
新築住宅等	令和 4 年・令和 5 年	3,000 万円		10 年
	令和 6 年・令和 7 年	2,000 万円		
中古住宅等	令和 4 年・令和 7 年	2,000 万円		
中古の認定住宅等	令和 4 年・令和 7 年	3,000 万円		

なお、新築住宅の場合に令和 3 年 9 月末（中古住宅の場合に令和 3 年 11 月末）までの契約締結での取得（特別特例取得）については、例え居住年が令和 4 年であっても、控除率 1% が適用となります（0.7%の適用除外）。

(9) 給与と徴収税額の集計

年中に支払った給与・賞与が対象になりますが、本年分の給与で未払いであっても、年中に支払の確定したものについても年末調整の対象になります。

(ヌ) 年末調整のやり直し(再調整)

年末調整後に関係事項に異動があった場合には、年末調整のやり直し(再調整)をすることになります(①以外は翌年1月末までに所定の申告書の提出を受け翌年1月末までなら可能)。例えば、

① 給与の追加払いがあった場合

年末までに本年分の給与の追加払いがあった場合には、年末調整のやり直しをしなければなりません。

翌年になって給与改訂により本年分まで遡って支給することになっても、それは改訂時の年度の所得となりますので年末調整のやり直し対象にはなりません。

② 控除対象配偶者、控除対象扶養者等の数に異動(増減)があった場合

異動事項の申告を受けた場合には、年末調整のやり直しを行いません。

③ 保険料の追加払いがあった場合

保険料控除額に影響する保険料の追加払いがあり異動事項の申告を受けた場合には、年末調整のやり直しを行いません。

④ 配偶者等の控除対象者の合計所得金額の見積額と確定額に差異があり控除額が変動することになった場合

異動事項の申告を受けた場合には、年末調整のやり直しを行いません。

⑤ 住宅借入金等特別控除申告書の提出があった場合

申告書の提出を受けた場合には、年末調整のやり直しを行いません。

なお、上記の様に年末調整後に関係事項に異動があった場合で年末調整のやり直しがされなかった項目の中で、所得税額が過少になっている場合には、確定申告で適正に精算する必要があります。

以上が年末調整の概要です。

確定申告

前述しましたように、給与所得者において年末調整の対象外の方、並びに非取扱項目のある方は、確定申告の作成・提出を前者の方は強制、後者の方は任意となっています。

(1) 確定申告期間

所得税の確定申告期間は、原則として、その年の翌年 2 月 16 日から 3 月 15 日までとなっていますが、還付申告の提出となる方は、1 月上旬から提出は可能です。なお、贈与税の申告期間は、その年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日まで、個人事業者の消費税の申告期間は、その年の翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日までとなっています。

(2) 申告書の提出方法

①持参(所轄税務署等の所定の提出場所)、②郵送、③電子申告(e-Tax 利用によりデータ送信。この電子申告利用には事前準備が必要となりますが、所得税では一定の第三者作成の提出書類を省略可等の恩典があります)

(3) 納税方法

①持参(所轄税務署)、②金融機関から納付書を付けて納付、③ダイレクト納付(e-Tax の利用で、かつ、事前にダイレクト納付利用届出書の所轄税務署に要提出)、④インターネットバンキング等による電子納税、⑤口座振替の方法があります。

(4) マイナンバー(個人番号)の記載

マイナンバー(個人番号)の記載が必要となっています。申告書を提出する際には、申告者のご本人の本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。具体的な本人確認書類とは、

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)
- ② 通知カード又は個人番号付の住民票の場合には、身元確認書類として顔写真付きの運転免許証、等の点、又は顔写真付きでない場合には、2 点の確認書類(保険証、年金手帳、等)

(5) 確定申告が必要な方(強制される方)

税金の申告は、自分で課税金額や税額を計算し、その税額を申告納付する制度「申告納税制度」を採用しています。確定申告(所得税、消費税、贈与税)の主な対象者は以下のとおりです。

A. 所得税

1、給与所得者(サラリーマン等の方)

- ① 給与の年間収入金額が 2,000 万円超となる方(年末調整対象外の方)
- ② 給与(年末調整済)を 1 箇所から受けていて、給与所得及び退職所得を除く各種の所得金額の合計額が 20 万円超となる方(給与収入額が 2,000 万円以下で、給与・退職所得以外の所得が 20 万円以下の場合には申告の必要はありません)

③ 給与(源泉徴収済)を 2 箇所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得及び退職所得を除く各種の所得金額との合計額が 20 万円超となる方。

但し、給与所得の収入金額から、一定の所得控除の金額(雑損控除、医療費控除、寄付金控除及び基礎控除の項目を除く)の差引金額が 150 万円以下で、かつ、給与所得及び退職所得を除く各種の所得金額の合計額が 20 万円以下となる方は、申告不要となります。

2. 個人事業者で納付税額がある方

事業所得や不動産所得等がある方で、各種の所得金額の合計から各種の所得控除後で計算した税額が、配当控除よりも多くなる方

3. 源泉徴収の適用を受けない給与等の支払を受ける方

① 家事使用人等の方で給与から源泉所得税を徴収されていない方: 常時 2 人以下の家事使用人だけを雇用している使用人等には源泉徴収の義務が無いことから、その使用人等から給与を受給されていた方

② 在日外国公館から給与等の支払を受けた方

③ 国外から給与、退職金等の支払を受けた方

4. 同族会社の役員やその親族等で、その会社から給与以外に利子、家賃、使用料等の支払を受けている方は、その利子、家賃、使用料等は全て申告の対象

5. 災害減免法の適用を受け給与に対して源泉徴収の猶予や源泉徴収税額の還付を受けていた方

6. 上記以外の方で納付税額がある方

各種の所得金額の合計から各種の所得控除後で計算した税額が、配当控除よりも多くなる方。但し、還付申告となる場合には提出義務が無くなり、その還付申告の提出が翌年 1 月 1 日から 5 年間とされます。

注 1: 公的年金等に係る所得の確定申告不要制度

その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、その雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出は必要ありません(申告されれば還付となる場合もありますので、その場合には申告される方が有利となる場合もあります)。なお、国外源泉で国内源泉税の対象とならない国外年金収入等がある場合には、この確定申告不要制度の適用対象外となります(確定申告の対象)。

この所得税の申告不要となる場合であっても、住民税の申告が必要となることもありますので注意が必要です。

公的年金等の受給者で所得税の申告不要な者でも、住民税の申告が以下のような場合には必要となります(主に住民税の減額になるケース有り)。

① 年金や給与の源泉徴収票に記載されていない所得控除(扶養控除、障害者控除、ひと

り親控除、寡婦控除、医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金等）のある方は、住民税の申告で住民税が減少する可能性があります。

② 上記①の控除を追加したい方で、公的年金等が105万円（65歳以上の方は155万円）を超えている場合、或いは、超えていない場合でも公的年金等以外の所得金額がある場合。

③ 日本年金機構等に扶養親族等申告書を提出しているが、その内容に変更がある場合。

注2: 確定申告不要(任意)となる方で申告すれば税金が戻ってくる方(還付申告者)

確定申告の総件数は2,000万件以上になるようですが、この内の約半数近くが還付申告のものとなっているようです。 収め過ぎた税金を戻すためには確定申告書の提出が必要となります。 以下の様な場合には、還付されるかもしれませんので調べてみてはどうでしょうか。

1. サラリーマンで年末調整を受けた方で次の年末調整では取扱わない項目があった方

① 一定金額以上の医療費(医療費控除: 限度額 200 万円)

生計を一にする家族の支払医療費が、以下の金額以上になっている場合が対象:

所得が 200 万円以上: 支払医療費 - 保険給付金等 - 10 万円 = 医療費控除額

所得が 200 万円未満: 支払医療費 - 保険給付金等 - 所得金額 × 5% = 医療費控除額

② 災害(地震、台風等)や盗難により住宅や家財に被害を受けた場合(雑損控除)

災害の場合には、災害減免法により所得税の軽減・減免を受けられることもあります。

③ 特定の寄付をされた方(寄付金控除や政党等寄付金特別控除)

④ 初めて住宅ローン控除を受ける方(住宅借入金等特別控除)

⑤ 年末調整時に提出ができなかった、或いは洩れている控除項目がある方

生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除、各種の扶養者控除等

⑥ 中途退職され再就職しなかった方

退職までの給与収入に対する源泉徴収税額が年税額として過大となっているケースが殆どです。 又、退職金に対して20%源泉になっている場合も可能性がありますし、退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になっている方。

2. 上場株式等に係る配当所得(申告分離課税選択)と上場株式等に係る譲渡損失との損益通算

3. 予定納税されたが確定申告不要となった方

4. 所得が少ない状況で配当や原稿料収入等からの源泉徴収税額が、本来の納付すべき税額よりも多額となっている方

5. 外国税額控除の適用がある方

6. 申告の要件となっている項目がある方

① その年の翌年以降に純損失又は雑損失の繰越控除を受けるため、② その年分の純損失の金額について純損失の繰戻しによる還付を受けるため、③ 居住用財産の買換又は特定

居住用財産の譲渡損失及び繰越控除を受けるため、等には確定申告の提出が必要となります。

B. 贈与税

ご存知かと思いますが、下記に示す様に年間に受けた贈与額が 110 万円以下ならば非課税範囲のために贈与税の申告等は必要ありません。

1. 暦年課税制度では、年間合計で 110 万円超の財産贈与(個人からの土地、建物、現金、預貯金、株式、債権等の財産の贈与)を受けた方(暦年課税で下記の②の選択者を除く)

2. 相続時精算課税制度(60 歳以上の父や母の直系卑属からの贈与者ごとに累積で特別控除額 2,500 万円)の選択者で財産贈与を受けた方(18 歳以上の推定相続人の子、並びに孫に限る)。税制改正により、上記 1 の暦年課税と同様に 110 万円以下では贈与税は非課税となっています。

3. 直近尊属から住宅取得等資金贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

特定受贈者（贈与年の 1 月 1 日 18 歳以上で合計所得金額 2,000 万円以下の者）が、その直系尊属（親、祖父母等）から受ける居住用家屋の新築・取得・増改築等用に住宅取得等資金の贈与については、非課税限度額が定められています。

		改正後	改正前
適用期限		令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの贈与	令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの贈与
非課税限度額	契約の締結期間	契約の締結時期を問わない	
	① 質の高い住宅	1,000 万円	1,000 万円（耐震・省エネバリアーフリー住宅）
	② 一般住宅	500 万円	500 万円（その他）
既存住宅用（中古住宅）の築年数要件		築年数要件の廃止 新耐震基準に適合していること	
受贈者の年齢要件		18 歳以上	18 歳以上（適用は令和 4 年 4 月以後）
改正適用時期		令和 6 年 1 月以後の贈与	令和 4 年 1 月以後の贈与

4. 配偶者控除の特例(控除額 2,000 万円)を適用し、配偶者から居住用不動産、又はその取得資金の贈与を受けた方(婚姻期間が 20 年以上の配偶者からの贈与に限る)

5. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度

平成 25 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間に直系尊属が 30 歳未満の子や孫へ教育資金を拠出し、金融機関(信託会社・信託銀行)、銀行及び金融商品取引業者に信託等した場合、受贈者(子・孫) 1 人当たり 1,500 万円(学校等以外への支払は 500 万円)までを非課税とする特例があります。この制度適用のためには、受贈者は教育資金非課税申告書を金融機関等を経由して税務署に提出する必要がありますが、申込時に対応されていると思いますので特に問題となることはないでしょう。

6. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度、等 上記 5. と同種の贈与税の非課税制度があります。

C. 消費税

個人事業者で下記に該当する方は納税義務者(課税事業者)として令和 7 年度に申告する必要があります。

1. 基準期間となる前々年度(令和 5 年度)の課税売上高が 1,000 万円超の事業者の方
2. 特定期間となる前年(令和 6 年度)の 1 月 1 日から 6 ヶ月間の課税売上高が 1,000 万円超で、かつ、同期間の給与等支払総額が 1,000 万円超の事業者の方
3. 免税事業者となる方が、課税事業者となることを選択(消費税課税事業者選択届出書を提出)している方 (インボイス発行事業者登録されている方も課税事業者です)

納税義務者の判定上の留意事項:

- (1) 基準期間の課税売上高は、消費税込の金額となり、事業用資産(住宅用として貸付けていた建物等)の譲渡の対価金額も含まれます
- (2) 被相続人(亡くなられた方)の事業を相続により承継した相続人には、被相続人が提出していた各種の届出書の効力は及ばないので、新たに提出する必要があります(例えば、事業開始届、青色申告承認申請、消費税簡易課税選択届、等)。
- (3) 新規開業又は相続により事業を承継したときに、消費税課税事業者選択届出書を提出した場合の適用開始時期は、当該課税期間か翌課税期間かを選択できます。
- (4) 消費税課税事業者選択届出書を提出されている場合には、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出しない限り、その効力が消滅することはありません。

以上が、所得税、贈与税、消費税に関する確定申告の対象者の概要です。